

令和2年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(西方地域)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	中宿	<p>【ソーラーライト防犯灯新設の要望について】</p> <p>防犯灯の新設・移設要望については、原則、取付柱を東京電力所有柱(止むを得ない場合は NTT 所有柱も可能)とし、電線引き込みが可能な場所のみとなっておりますが、電線引き込みが不可能な場合に新設を要望したい場合、ソーラーライト防犯灯の設置をご検討いただきますよう要望いたします。</p> <p>災害等の停電時でも防犯灯として有効と思われます。</p>	<p>【交通防犯課: TEL 21-2151】</p> <p>ソーラーライト防犯灯につきましては、小柱なども含めた初期設置費用が高額となることから導入を見送りました経緯があります。</p> <p>また、電柱から距離があり、設置の必要性が高いと認められた場合については、一定の条件を満たすことで電柱から電線を引き小柱を建柱するなどの対応をしております。</p> <p>災害時でも有効であることは、ご指摘のとおりでありますので、今後もソーラーライト防犯灯も視野に入れ、安全安心な街づくりを目指し、防犯灯事業を推進してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課: 交通防犯課: TEL 21-2151〕</p>
2	小沼	<p>【機会をとらえた道路の拡幅整備の要望について】</p> <p>小沼北・小沼・真上自治会の多くの住民が利用する市道 1009 号線の一部が狭い非常に危険な状況にあり、先頃、市長・議長様あてに拡幅整備に関する請願書を 3 自治会全戸の署名を添えて提出してあるところです。</p> <p>今般、当該箇所の片側民家及び石塀が取り壊され、N 事業者より太陽光発電設備を設置する旨、自治会に説明されその折、道路拡幅用地協力を要請したところ、協力する旨の内諾を得たところです。</p> <p>つきましては、太陽光施設整備前のこの機会をとらえ、早急に拡幅整備をお願いいたします。</p> <p>なお、本路線は、別事業者と市が協議中である太陽光発電大規模土地利用事前協議に係る工事の進入路並びに完成後の管理用道路となるものであり、開発が開始される前には整備を完了する必要があると考えます。</p>	<p>【道路河川整備課: TEL 21-2406】</p> <p>ご要望の市道 1009 号線につきましては、昨年3月に地元の皆様方からの要望書を受けまして、市においても現場を確認いたしました。</p> <p>その後、太陽光発電事業者の担当者とお会いしまして、道路拡幅事業について相談したところ、前向きに協力したいとお話をいただいております。</p> <p>今後の予定につきましては、地元代表者や太陽光発電事業者の方と道路の幅などの具体的な内容を調整させていただきまして、早期に予算化できるよう検討してまいりたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課: 道路河川整備課: TEL 21-2406〕</p>
3	水木	<p>【中宿自治会ソーラーライト防犯灯新設の要望に関連する新規要望】</p> <p>市道 51023 号線の道路改良工事が終わり車の通行量や散歩する人も多くなり、防犯灯がない場所があり、今年 6 月初めに確認したが設置柱(電柱)等がないと現状では無理との返答だったので検討してもらいたいことを伝えました。</p> <p>当市道は通学路でもあります。中宿自治会とほぼ同じ状態であります。</p>	<p>【交通防犯課: TEL21-2151】</p> <p>防犯灯の設置については、電柱から距離があり、設置の必要性が高いと認められた場合には、一定の条件を満たすことで電柱から電線を引き小柱を建柱するなどの対応をしておりますが、電線引き込みが不可能な場合など、対応が困難な場合もございます。</p> <p>市といたしましては、安全安心な街づくりを目指し、防犯灯事業を推進しておりますことから、ソーラーライト防犯灯なども視野に入れ、引き続き検討してまいります。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課: 交通防犯課: TEL 21-2151〕</p>
4	木の宮東 金崎南	<p>【思川の護岸崩壊箇所の護岸整備工事の要望について】</p> <p>昨年の台風 19 号により木の宮東自治会及び金崎南自治会地区の東側思川の河川敷の護岸崩壊を発見し、木の宮東自治会長が崩壊箇所の写真等を西方支所に提出しております。</p> <p>今般の梅雨期により前回の写真と比べたところ、崩壊箇所が拡大しておりますので、早急に護岸整備工事をお願い申し上げます。</p> <p>なお、昨年と同規模の台風等で思川が氾濫すれば河川敷の決壊もあり得ると思っております。</p>	<p>【道路河川整備課: TEL21-2785】</p> <p>県に確認しましたところ、災害の被害箇所の復旧等については順次進めており、当該箇所についても状況を把握していき、「護岸構造物は被災しておらず健全だったが、護岸の天端が一部浸食されていたため、先日盛土により補修した」とのことです。</p> <p>また、根固めブロックが傾いている箇所については、洗掘防止の機能を満たされているため、経過観察とし、引き続き、河川パトロール等の強化に努めて行くとのことでした。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課: 道路河川整備課: TEL 21-2785〕</p>
5	木の宮東 金崎南	<p>【農業用水路の側溝の設置の要望について】</p> <p>木の宮東自治会及び金崎南自治会地区の境にある農業用水路は未だに側溝が設置されてなく、水路が増水するたびに土留めが削られるため、このままの状態では倒壊の恐れがありますので、早急に側溝の設置をお願いいたします。</p>	<p>【西方産業振興課: TEL 92-0313】</p> <p>農業用水路につきましては、田畑の圃場整備を実施した地域の水路は U 型側溝の設置がされておりますが、西方地域の中でも、土水路のままの農業用水路は多くあり、適正な維持管理をすれば機能は十分果たしております。</p> <p>今回、ご要望の箇所周辺も土水路の農業用水路が多くありますので、U 型側溝の設置は難しい状況でありますこと、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、現地を確認させていただきましたところ、今回の要望箇所につきましては、水路の浚渫がされていない状況であると思われるので、水路の増水時は、土留めが削られると思われるので、水路の浚渫につきましては、地先の方をお願いしている状況です。</p> <p>水路の浚渫につきましては、地先の方をお願いしている状況です。地元自治会等で実施のご検討をお願いいたします。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>〔担当課: 西方産業振興課: TEL 92-0313〕 R3.4~〔担当課: 農林整備課: TEL 21-2387〕</p>